

第 5 2 号議案

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の特定親族特別控除の創設及び市たばこ税の加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う課税標準の特例を定める等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和 5 9 年芦屋市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（公示送達） 第 6 条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を芦屋市公告式条例（昭和 2 5 年芦屋市条例第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。</u> （納税証明事項） 第 8 条 施行規則第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定す	（公示送達） 第 6 条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、芦屋市公告式条例（昭和 2 5 年芦屋市条例第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して<u>行うものとする。</u> （納税証明事項） 第 8 条 <u>地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、

改正後	改正前
る検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第29条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第32条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第29条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第32条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第

改正後	改正前
10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の2第1項第3号及び第30条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u> 2～8 （略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) （略） (3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名	10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u> 2～8 （略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) （略） (3) 扶養親族の氏名

改正後	改正前
(4) (略) 2～6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第50条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 (4) (略) 2～5 (略)	(4) (略) 2～6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第50条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族の氏名 (4) (略) 2～5 (略)

改正後	改正前
附 則 <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> 第32条の2 <u>令和8年4月1日以後に第100条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第100条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第101条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第102条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第100条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u> (1) <u>葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</u> (2) <u>前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する</u>	附 則 第32条の2 <u>削除</u>

改正後	改正前
<u>方法</u> 2 <u>前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> 3 <u>前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> 4 <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第101条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第101条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>	

附 則

（施行期日）

第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第21条、第29条第1項ただし書、第30条の2第1項第3号及び第30条の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第32条の2の改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(3) 第6条及び第8条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の芦屋市市税条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第21条及び第29条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の2第1項第3号及び第30条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第30条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第29条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第30条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の芦屋市市税条例（以下「旧条例」という。）第29条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第30条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第30条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第30条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第30条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第32条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、芦屋市市税条例第100条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第102条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第32条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 芦屋市市税条例第102条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第32条の2第1項に規定する紙巻た

ばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第32条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

参 照

芦屋市市税条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の特定親族特別控除の創設及び市たばこ税の加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う課税標準の特例を定める等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 公示送達

公示送達は、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市役所の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとする。

【地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日施行】（第6条関係）

(2) 個人市民税

特定親族特別控除を創設する。【令和8年1月1日施行】

ア 所得割の納税義務者が特定親族（※1）を有する場合には、特定親族特別控除額（※2）を納税義務者の前年の総所得金額等から控除する。

（第21条関係）

※1 特定親族とは、所得割の納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。

※2 特定親族特別控除額

特定親族の前年の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円

9 5 万円超 1 0 0 万円以下	4 1 万円
1 0 0 万円超 1 0 5 万円以下	3 1 万円
1 0 5 万円超 1 1 0 万円以下	2 1 万円
1 1 0 万円超 1 1 5 万円以下	1 1 万円
1 1 5 万円超 1 2 0 万円以下	6 万円
1 2 0 万円超 1 2 3 万円以下	3 万円

イ 特定親族特別控除額（合計所得金額が8 5 万円以下である者を除く。）の控除を受けようとする者は、給与又は公的年金等の支払いを受けている者で前年中に給与又は公的年金等以外の所得を有しなかったものにも申告義務を課す。ただし、令和8年度に限り、合計所得金額が8 5 万円以下である者も申告を必要とする。（第2 9 条関係及び改正附則第3 条第2 項）

ウ 給与所得者又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、特定親族の氏名を記載し申告することとする。（第3 0 条の2 及び第3 0 条の3 関係）

(3) 市たばこ税

加熱式たばこの課税方式について、現行、重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している方式を、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1 本をもって紙巻たばこ1 本に換算する方式に改める。

【令和8年4月1日施行】

ア 加熱式たばこに係る課税標準について、次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とする。（附則第3 2 条の2 関係）

(ア) 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ

加熱式たばこの重量の0. 3 5 g をもって紙巻たばこの1 本に換算する。ただし、1 本当たりの重量が0. 3 5 g 未満のものについては、加熱式たばこの1 本をもって紙巻たばこの1 本に換算する。

(イ) (ア)以外の加熱式たばこ

加熱式たばこの重量の0. 2 g をもって紙巻たばこの1 本に換算する。ただし、品目ごとの1 個当たりの重量が4 g 未満のものについては、加熱式たばこの品目ごとの1 個をもって紙巻たばこ2 0 本に換算する。

イ 加熱式たばこのうち、ア(ア)ただし書及び(イ)ただし書の適用を受けるものの以外のものは、加熱式たばこの品目ごとの1 個当たりの重量に品目ごとの数量を

乗じて得た重量をア(ア)及び(イ)ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する。

ウ イの計算に関し、ア(ア)及び(イ)ごとの重量に0.1g未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

エ ア(イ)（製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものは、ア(イ)ただし書を適用しない。

(ア) ア(ア)と併せて喫煙の用に供されるもの

(イ) ア(イ)の加熱式たばこ（製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

オ 激変緩和の観点から、課税標準について下記のとおり経過措置を設ける。

（改正附則第4条第2項及び第3項関係）

課税標準		
現 行		現行の換算本数×1.0
改 正 案	令和8年4月1日以降	現行の換算本数×0.5＋改正後の換算本数×0.5
	令和8年10月1日以降	改正後の換算本数×1.0

本数に1本未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

(4) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 2(2)及び3(5)の規定 令和8年1月1日

(2) 2(3)及び3(6)の規定 令和8年4月1日

(3) 2(1)及び3(4)の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(4) 公示送達に関する経過措置

2(1)の規定は、3(3)以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(5) 市民税に関する経過措置

ア 2(2)ア及び2(2)イの規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

イ 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る2(2)イの規定の適用については、「特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

ウ 2(2)ウの規定は、令和8年1月1日以後に支払を受けるべき給与又は公的年金等について提出する申告書について適用し、令和8年1月1日前に支払を受けるべき改正前の給与又は公的年金等について提出した申告書については、なお従前の例による。

(6) 市たばこ税に関する経過措置

令和8年4月1日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。